

総務財政委員会 令和4年9月15日・16日
総務部 資料10番
所管人事課

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、60歳に達した職員の退職手当の基本額等に係る特例を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する。

2 改正概要

(1) 定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、次のとおり規定を整備する。

ア 60歳を超える職員の退職手当の算定方法

当分の間、自己都合による退職をした場合も、退職事由を定年退職として算定するほか、7割措置前の給料月額を基礎として退職手当を算定する(ピーク時特例)。

イ 役職定年により降任した管理監督職の退職手当の算定方法

降任前の在職期間について、降任前の給料月額を基礎として退職手当を算定する(ピーク時特例)。

ウ 定年引上げに伴う定年前早期退職者割増制度

年度末における年齢が60歳から64歳までの間に早期退職する場合(整理退職、公務上傷病・死亡退職及び通勤災害退職の場合に限る。)の割増率は、一律2%とする。

エ 退職手当の調整額

役職定年により降任した場合の算出方法を定める。

(2) 雇用保険法の改正に伴う失業給付の給付日数の延長に関する暫定措置を延長する。

(3) その他規定の文言整理等をする。

3 施行日

令和5年4月1日

ただし、(2)及び(3)については公布の日((2)の適用は令和4年4月1日)

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）新旧対照表

新	旧
○職員の退職手当に関する条例 昭和 32 年 4 月 1 日 条例第 3 号	○職員の退職手当に関する条例 昭和 32 年 4 月 1 日 条例第 3 号
(目的)	(目的)
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(支給対象)	(支給対象)
第 2 条 <u>退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</u>	第 2 条 <u>退職手当の支給を受ける者は、区に常時勤務する職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員を除く。）で職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）第 2 条に定める給料を支給される職員とする。</u>
<u>(1) 職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）第 2 条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの</u>	<u>(新設)</u>
<u>(2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 26 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定するフルタイム会計年度任用職員及び職員の給与に関する条例第 19 条第 1 項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前号に掲げる職員に準ずるもの</u>	<u>(新設)</u>
2 <u>前項第 2 号に規定する勤務形態が同項第 1 号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</u>	2 <u>常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもので区長が定める者は、前項の職員とみなす。ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</u>
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)
第 3 条 <u>退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。</u>	第 3 条 <u>退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつたときは、退職手当は支給しない。</u>
<u>(1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる職員のうち、</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<p><u>任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u></p>	
<p><u>(2) 前条第1項第1号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p>	(新設)
<p><u>(3) 前条第1項第2号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p>	(新設)
<p><u>(4) 前条第1項第2号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p>	(新設)
<p><u>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第2号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</u></p>	(新設)
<p><u>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</u></p>	(新設)
<p><u>4 (略)</u> (遺族の範囲および順位) 第4条から第4条の3まで (略) (普通退職の場合の退職手当の基本額) 第5条 次条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(職員の給与に関する条例第9条の規定に基づく給料の調整額(以下「給</p>	<p><u>2 (略)</u> (遺族の範囲および順位) 第4条から第4条の3まで (略) (普通退職の場合の退職手当の基本額) 第5条 次条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号)第9条の規定に基づ</p>

新	旧
<p>料の調整額」という。)を除く。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>く給料の調整額(以下「給料の調整額」という。)を除く。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>(1)から(6)まで (略)</p>	<p>(1)から(6)まで (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第7条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第4号の規定に該当する理由、若しくはこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、<u>勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者</u>に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第7条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定に該当する理由、若しくはこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、<u>勸しようを受け、若しくはその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者</u>に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>2から5まで (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p>
<p>第7条の2 (略)</p>	<p>第7条の2 (略)</p>
<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>
<p>第7条の3 第6条第1項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第7条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から<u>15年(職員の給与に関する条例第5条第1項第3号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。))の適用を受ける職員にあつては、10年とする。))</u>を減じた年齢以上であるものに対する第6条、第7条第1項並びに次条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第7条の3 第6条第1項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第7条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から<u>10年を減じた年齢以上であるもの</u>に対する第6条、第7条第1項並びに次条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
	<p>(表省略)</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(表省略)</p> <p>第7条の4 (略)</p> <p>(非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当)</p> <p>第8条 第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、<u>次条</u>又は第10条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は<u>第5条及び第10条の規定により計算した額の合計額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</u></p> <p>(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)</p> <p>第9条 第5条から第7条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、<u>第5条から第7条の4までの規定により計算して得た額に退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する大田区規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する大田区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条 第1項から第3項まで (略)</p> <p>4 <u>第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年条例第43号)第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12</u></p>	<p>第7条の4 (略)</p> <p>(非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当)</p> <p>第8条 第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は第10条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は<u>第5条の規定により計算した額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</u></p> <p>(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)</p> <p>第9条 第5条から第7条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、<u>第5条から第7条までの規定により計算して得た額に退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する大田区規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する大田区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条 第1項から第3項まで (略)</p> <p>4 <u>第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤</u></p>

新	旧
<p><u>条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日)以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</u></p>	<p><u>務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)をいう。</u></p>
<p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(1)から(4)まで (略)</p>
<p><u>(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(6) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7) 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p>	<p><u>(5) 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p>
<p><u>(8) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</u></p>	<p><u>(6) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</u></p>
<p><u>(9) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p>	<p><u>(7) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p>
<p><u>(10) 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間</u></p>	<p><u>(8) 育児短時間勤務等の期間</u></p>
<p>5から7まで (略) <u>(他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額)</u></p>	<p>5から7まで (略) <u>(新設)</u></p>
<p><u>第10条の2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の規則で定める職員(以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。)を含む。)について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日(他の管理監督職に降任した職員等にあつては、規則で定める日)において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額(以下「降任等前退職手当の調整額」という。)に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額(降任等前退職</u></p>	

新	旧
<p><u>手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額をその者の退職手当の調整額とする。</u></p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 第1項(略)</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数<u>(第2条第1項第2号に掲げる職員にあつては、引き続きた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数)</u>による。</p> <p>3 職員が退職した場合(第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u></p> <p>(2) <u>任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p> <p>(3) <u>第2条第1項第2号に掲げる職員が退職した場合(第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。)</u><u>において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p> <p>(4) <u>フルタイム会計年度任用職員等(第2条第1項第2号に掲げる職員を除く。)</u><u>が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち<u>第10条第4項</u>に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間及び配偶者</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 第1項(略)</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>3 職員が退職した場合(第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち<u>前条第4項</u>に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間及び配偶者</p>

新	旧
<p>者同行休業をした期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、<u>都職員等（東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）から引き続いて職員となつた者（規則で定める者を除き、その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めるものに限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつた者の先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>同行休業をした期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、<u>国家公務員並びに東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めるものに限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</u></p> <p>6 <u>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退</u></p>

新	旧
<p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第 13 条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第 1 項から第 5 項までの規定により計算した在職期間に 1 月未満のは数がある場合は、これを切り捨てる。</p> <p>第 12 条 (略) (失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 第 1 項 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が 1 月以上あるもの（季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に 4 か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全ての</u>期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第 1 項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定め</p>	<p><u>職した日の属する月までの月数によるものとする。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 第 13 条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第 1 項から第 6 項までの規定により計算した在職期間に 1 月未満のは数がある場合は、これを切り捨てる。</p> <p>第 12 条 (略) (失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 第 1 項 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が 1 月以上あるもの（季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に 4 か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第 1 項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定め</u></p>

新	旧
<p>る期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5から7まで（略）</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者</u> 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6)（略）</p> <p>9から14まで（略） (都職員等となつた者の取扱い)</p>	<p>る期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5から7まで（略）</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者</u> 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6)（略）</p> <p>9から14まで（略） (都職員等となつた者の取扱い)</p>

新	旧
<p>第 14 条 <u>職員（規則で定める者を除く。）</u>が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているとき<u>その他規則で定めるときは</u>、この限りでない。</p> <p>第 15 条から第 17 条まで （略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 18 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで（略） （退職をした者の退職手当の返納）</p>	<p>第 14 条 <u>職員</u>が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときは、この限りでない。</p> <p>第 15 条から第 17 条まで （略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 18 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで（略） （退職をした者の退職手当の返納）</p>

新	旧
<p>第 19 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 13 条第 3 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 21 条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第 21 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>	<p>第 19 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 13 条第 3 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 21 条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に<u>あつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第 21 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>
<p>2 から 6 まで (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p>	<p>2 から 6 まで (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第 21 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 19 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第 21 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 19 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を</p>

新	旧
<p>除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第3章第2節の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確</p>	<p>除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第3章第2節の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確</p>

新	旧
<p>定することなく、かつ、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ず</p>	<p>定することなく、かつ、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第 19 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

新	旧
<p>る処分を行うことができる。</p> <p>6 から 8 まで (略)</p> <p>(人事委員会による調査審議)</p> <p>第 22 条から第 24 条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 から 5 まで (略)</p> <p>6 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第 5 条から第 10 条まで <u>(付則第 20 項及び第 21 項並びに第 23 項から第 25 項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> の規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p> <p>7 第 11 条第 5 項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第 5 条から第 9 条までの規定にかかわらず退職日給料月額に第 1 号に掲げる割合から第 2 号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。</p> <p>(1) その者が第 5 条から第 9 条まで <u>(付則第 20 項及び第 21 項並びに第 23 項から第 25 項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> の規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 から 14 まで (略)</p> <p>15 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 13 条第 7 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、</p>	<p>6 から 8 まで (略)</p> <p>(人事委員会による調査審議)</p> <p>第 22 条から第 24 条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 から 5 まで (略)</p> <p>6 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第 5 条から第 10 条までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p> <p>7 第 11 条第 5 項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第 5 条から第 9 条までの規定にかかわらず退職日給料月額に第 1 号に掲げる割合から第 2 号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。</p> <p>(1) その者が第 5 条から第 9 条までの規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 から 14 まで (略)</p> <p>15 <u>平成 34 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 13 条第 7 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、</p>

新	旧
<p>同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p>	<p>同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p>
<p>」とする。</p>	<p>」とする。</p>
<p>16 から 17 まで（略）</p>	<p>16 から 17 まで（略）</p>
<p><u>（職員の定年の引上げに伴う経過措置）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>18 <u>当分の間、第 6 条第 1 項の規定は、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「又は第 8 条」とあるのは、「第 8 条又は付則第 18 項」とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>19 <u>前項の規定は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>20 <u>当分の間、医療職給料表（一）の適用を受け</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>る職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。</p>	
<p>21 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第5条第1項第3号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、「100分の2」とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>22 職員の給与に関する条例付則第11項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>23 当分の間、職員の給与に関する条例付則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例付則第11項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合におけ</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p> <u>る当該7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「7割措置日」という。）と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。）の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額（その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を</u> </p>	

新	旧								
<p>受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。)) <u>並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となつた7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は7割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。）」とする。</u></p>									
<p>24 第21項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 1137 371 1223">読み替える規定</th> <th data-bbox="371 1137 587 1223">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="587 1137 826 1223">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 1223 371 2038" rowspan="2"> 付則第23項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号 </td> <td data-bbox="371 1223 587 1592"> 及び7割措置前給料月額 </td> <td data-bbox="587 1223 826 1592"> <u>並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。）</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1592 587 2038"> 及び7割措置日前の特定減額前給料月額 </td> <td data-bbox="587 1592 826 2038"> <u>並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の</u> </td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	付則第23項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	及び7割措置前給料月額	<u>並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。）</u>	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	<u>並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の</u>	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句							
付則第23項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	及び7割措置前給料月額	<u>並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。）</u>							
	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	<u>並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の</u>							

新			旧
		特定減額前給料月額」とい う。)	
	の7割措置日 前の特定減額 前給料月額	の割増後の7 割措置日前の 特定減額前給 料月額	
	及び7割措置 日後の特定減 額前給料月額 を	並びに7割措 置日後の特定 減額前給料月 額及び7割措 置日後の特定 減額前給料月 額に100分の2 を乗じて得た 額の合計額(以 下「割増後の7 割措置日後の 特定減額前給 料月額」とい う。)を	
	7割措置前給 料月額に	割増後の7割措 置前給料月額に	
付則第23 項の規定 により読 み替えて 適用する 第7条の 4第1項 第2号	退職日給料月 額に、	退職日給料月額 及び退職日給料 月額に100分の 2を乗じて得た 額の合計額に、	
付則第23 項の規定 により読 み替えて 適用する 第7条の 4第1項 第2号イ	の7割措置日 後の特定減額 前給料月額	の割増後の7割 措置日後の特定 減額前給料月額	
	7割措置前給 料月額	割増後の7割措 置前給料月額	
25 当分の間、職員の給与に関する条例付則第11 項の規定の適用を受ける職員（付則第9項の規 定の適用を受ける者を除く。）に対する第9条第			(新設)

新	旧
<p>1 項の規定の適用については、同項中「第 7 条の 4 まで」とあるのは「第 7 条の 4 まで（付則第 20 項、第 21 項、第 23 項及び第 24 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）」と、「その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第 5 条から第 7 条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは、「その者が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）」と、「その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第 5 条から第 7 条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）」と、「その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第 5 条から第 7 条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	

新	旧
<p>ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の改正規定、第9条の改正規定（「、第5条から第7条まで」を「、第5条から第7条の4まで」に改める部分に限る。）並びに第11条の改正規定（「前条第4項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）、第13条、第14条及び付則第15項の改正規定並びに次項、第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同条第1項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。</p> <p>3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。</p> <p>4 改正後の条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。</p> <p>5 改正後の条例付則第15項の規定は、令和4年4月1日から適用する。</p>	